

人事委員会年報

令和3年度

福島県人事委員会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	8
1 個人情報の開示状況	8
2 公文書の開示状況	8
3 条例案に対する意見の提出	9
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	9
第 3 任用関係業務	10
1 職員採用候補者試験の状況	10
第1表 採用候補者試験の実施日程	10
第2表 採用候補者試験の実施結果	11
第3表 採用候補者試験の受験資格	12
2 採用選考の状況	13
3 昇任選考の状況	13
第4表 令和3年度における採用選考の状況	14
4 募集広報活動等の状況	16
5 任用関係規則等の制定・改廃状況	16
第 4 給与関係業務	17
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	17
2 給与関係規則の制定・改廃状況	31
第 5 勤務条件関係業務	32
1 勤務条件の実態	32
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	42
第 6 労働基準監督関係業務	43
1 労働基準法による事業区分の決定	43
2 職権行使の実績	45
第 7 公平委員会受託業務	47

第 8	公平審査関係業務	48
1	勤務条件に関する措置の要求	48
2	不利益処分に関する審査請求	49
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	50
第 9	人事行政相談業務	51
1	人事行政相談業務の概要	51
2	人事行政相談の状況	51
第10	職員団体関係業務	52
1	職員団体の登録の状況	52
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	55
3	その他職員団体関係規則の改正	57
第11	そ の 他	58
1	事務局の組織及び分掌事務	58
2	事務局職員名簿	59
3	諸会議の開催状況	59

第1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年 7月20日 委員就任 令和 3年 7月20日 委員再任 [委員長就任] 令和元年 8月20日～令和 3年 7月19日 令和 3年 7月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年 7月23日 委員就任	(現)福島大学名誉教授 (現)放送大学福島学習センター所長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年 7月16日 委員就任	(現)弁護士

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は22回(定例会20回、臨時会2回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
16	34	6	2	10	68	4	15	23	110

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3.4.15	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 不利益処分についての審査請求の却下について</p> <p>第 2 号 2021年度において実施しない区分試験について</p> <p>第 3 号 2021年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 4 号 2021年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談の実績等について</p> <p>2 2021年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の受験申込状況について</p> <p>3 特定任期付職員の採用について</p> <p>4 令和3年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 2020年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p>
3.4.27	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2021年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和3年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
3.5.31	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 2021年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣実績について</p> <p>2 2021年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3.6.8	第 4 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 2021年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))の合格者の決定について
3.6.29	第 5 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 第 2 号 2021年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について (報 告) 1 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について (その他) 1 委員会等の開催日程について
3.7.20	第 6 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 委員長の選挙について 第 2 号 委員長職務代理者の指定について 第 3 号 特地勤務手当等に係る支給対象現場事務所の指定について (その他) 1 委員会等の開催日程について
3.8.17	第 7 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 解雇予告除外認定について 第 2 号 2021年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について 第 3 号 2021年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について 第 4 号 特地勤務手当等に係る支給対象現場事務所の指定について (その他) 1 職員団体等からの申し入れについて 2 令和3年人事院勧告等の概要について 3 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3.9.9	第 8 回 定例会	<p>(議 案) 第 1 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報 告) 1 2021年度福島県警察官(警察官A(第2回)、警察官B)採用候補者試験の受験申込状況について 2 2021年度福島県職員(資格免許職・高校卒程度・民間企業等職務経験者)及び福島県市町村立学校栄養・学校事務職員採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
3.9.13	第 9 回 定例会	<p>(議 案) 第 1 号 職員の採用選考について</p> <p>(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
3.9.21	第 10 回 臨時会	<p>(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(報 告) 1 2021年度福島県警察官(警察官A(第2回)、警察官B)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
3.9.30	第 11 回 臨時会	<p>(議 案) 第 1 号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第 2 号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他) 1 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について 2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3.10.4	第12回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2021年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2021年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2021年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2021年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 2021年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 2021年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p>
3.10.21	第13回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2021年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 特地勤務手当等に係る支給対象現場事務所の指定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
3.11.9	第14回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2021年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2021年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2021年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2021年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 令和3年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>2 特例業務による超過勤務命令実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p>
3.11.29	第15回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3.12.2	第16回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>第3号 2021年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2021年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について</p> <p>第5号 2021年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p>
4.1.13	第17回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求に係る書面について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の検証について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
4.1.27	第18回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の検証について</p> <p>2 令和4年度事業計画について</p>
4.2.14	第19回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>第4号 2022年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について</p> <p>第5号 勤務延長の期限の延長承認について</p> <p>第6号 職員の採用選考について</p>
4.2.28	第20回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第2号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>第3号 2022年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>第4号 2022年度に実施する県職員(大学卒程度)採用候補者試験(先行実施枠)の試験種目について</p> <p>第5号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4. 3. 10	第 2 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 職員団体の登録に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 職員の採用選考について</p> <p>第 7 号 一般職の任期付職員の採用について</p>
4. 3. 28	第 2 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>第 3 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>2 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木先行実施枠)の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、令和3年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

(1) 本開示の状況

福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験	1件 [3.10.6]
福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験	2件 [3.12.13, 3.12.21]
福島県警察官（警察官B）採用候補者試験	5件 [3.12.8(3件), 3.12.20(2件)]

(2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	対象者	開示 件数	開示率%
大学卒程度 [うち行政事務]	3.6.30～	244	30	12.3	3.8.18～ 3.9.17	267	121	45.3	511	151	29.5
	3.7.29	197	25	12.7		156	91	58.3	353	116	32.9
大学卒程度 土木（先行実施枠）	3.4.28～ 3.5.27	16	1	6.3	3.6.9～ 3.7.8	16	4	25.0	32	5	15.6
資格免許職	3.10.5～ 3.11.4	13	1	7.7	3.11.10～ 3.12.9	4	1	25.0	17	2	11.8
高校卒程度 [うち行政事務]	3.10.5～	60	2	3.3	3.11.10～ 3.12.9	57	22	38.6	117	24	20.5
	3.11.4	34	2	5.9		38	14	36.8	72	16	22.2
民間企業等 職務経験者	3.10.22～ 3.11.22	101	21	20.8	3.12.3～ 4.1.4	27	12	44.4	128	33	25.8
警察官A （第1回）	3.6.1～3.6.30（但し、共同 試験受験者は4.1.5～4.2.4）	58	4	6.9	3.8.18～ 3.9.17	192	36	18.8	250	40	16.0
警察官A （第2回）	3.10.5～ 3.11.4	5	1	20.0	3.12.3～ 4.1.4	45	11	24.4	50	12	24.0
警察官B	3.10.5～3.11.4（但し、共同 試験受験者は4.3.15～4.4.14）	29	2	6.9	3.12.3～ 4.1.4	199	65	32.7	228	67	29.4
学校栄養	3.10.5～ 3.11.4	10	2	20.0	3.11.10～ 3.12.9	6	2	33.3	16	4	25.0
学校事務	3.10.5～ 3.11.4	53	3	5.7	3.11.10～ 3.12.9	25	13	52.0	78	16	20.5
合計		589	67	11.4		838	287	34.2	1,427	354	24.8

2 公文書の開示状況

令和3年度は、福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づく開示請求はなかった。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和3年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
3. 11. 29	議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第4号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
4. 2. 14	議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和3年度中は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和3年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の14区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の4区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて30区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,994名（令和2年度1,849名）、受験者総数は1,590名（令和2年度1,453名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を上回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、早期の試験実施により受験者を確保するため、「大学卒程度」試験に「土木（先行実施枠）」を新設して実施した。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月16日	4月16日～5月21日	6月20日	7月8日～15日 7月29日～8月6日	8月18日
大学卒程度（先行実施枠）	3月1日	3月1日～3月26日	4月18日	5月18日～19日	6月9日
資 格 免 許 職	4月16日	8月2日～20日	9月26日	10月13日～15日 10月28日～11月1日	11月10日
高 校 卒 程 度	4月16日	8月2日～20日	9月26日	10月13日～15日 10月28日～11月1日	11月10日
民間企業等職務経験者	7月26日	7月26日～8月20日	9月26日	11月11日～12日	12月3日
警 察 官 A（第1回）	2月16日	3月1日～4月9日	5月16日	6月29日～7月2日	8月18日
警 察 官 A（第2回）	7月26日	7月26日～8月20日	9月19日	10月28日～29日	12月3日
警 察 官 B	4月16日	7月26日～8月20日	9月19日	10月24日～27日	12月3日
市町村立学校栄養職員	4月16日	8月2日～20日	9月26日	10月13日～15日 10月28日～11月1日	11月10日
市町村立学校事務職員	4月16日	8月2日～20日	9月26日	10月13日～15日 10月28日～11月1日	11月10日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (4.4.1現在)
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	79	500	366 (127)	73.2	169 (54)	160 (52)	95 (38)	3.9	94	4.4	67 (26)	
	警察事務	5	52	39 (17)	75.0	18 (5)	16 (5)	7 (3)	5.6	5	5.4	5 (3)	
	農業	12	36	28 (8)	77.8	25 (7)	24 (6)	15 (6)	1.9	13	2.0	14 (6)	
	農業土木	8	9	7 (5)	77.8	7 (5)	6 (4)	6 (4)	1.2	8	1.5	4 (3)	
	林業	15	20	13 (5)	65.0	11 (4)	11 (4)	11 (4)	1.2	9	1.3	8 (3)	
	土木	22	34	17 (2)	50.0	11 (2)	11 (2)	10 (2)	1.7	14	1.4	7 (0)	
	建築	-	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	4	2.3	- -	
	化学	5	20	16 (5)	80.0	13 (4)	13 (4)	8 (4)	2.0	6	2.8	7 (4)	
	農芸化学	2	11	8 (3)	72.7	7 (2)	6 (2)	4 (1)	2.0	4	2.0	3 (1)	
	薬学	7	7	6 (2)	85.7	6 (2)	5 (2)	4 (2)	1.5	2	1.0	3 (1)	
	畜産	5	8	7 (6)	87.5	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2.3	4	1.5	2 (2)	
	水産	2	8	4 (1)	50.0	4 (1)	3 (1)	3 (1)	1.3	-	-	3 (1)	
	機械	-	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2	4.0	- -	
	心理	6	6	6 (3)	100.0	4 (2)	4 (2)	3 (2)	2.0	5	1.2	3 (2)	
	福祉	9	28	17 (7)	60.7	9 (4)	9 (4)	8 (4)	2.1	5	3.8	7 (3)	
	(小計)	177	739	534 (191)	72.3	289 (97)	272 (92)	177 (74)	3.0	175	3.4	133 (55)	
	土木(先行実施枠)	4	34	32 (4)	94.1	16 (2)	16 (2)	7 (1)	4.6	-	-	4 (1)	
(大学卒程度計)	181	773	566 (195)	73.2	305 (99)	288 (94)	184 (75)	3.1	175	3.4	137 (56)		
資格免許職	司書	1	19	17 (15)	89.5	4 (3)	4 (3)	1 (1)	17.0	3	7.7	1 (1)	
	栄養士	-	-	- -	- -	- -	- -	- -	-	-	- -		
	(小計)	1	19	17 (15)	89.5	4 (3)	4 (3)	1 (1)	17.0	3	7.7	1 (1)	
高校卒程度	行政事務	10	80	74 (28)	92.5	40 (14)	38 (13)	25 (9)	3.0	15	5.9	16 (5)	
	警察事務	5	47	43 (19)	91.5	17 (6)	16 (6)	6 (4)	7.2	5	6.0	5 (4)	
	土木	4	5	4 (0)	80.0	4 (0)	3 (0)	3 (0)	1.3	5	1.0	3 (0)	
	(小計)	19	132	121 (47)	91.7	61 (20)	57 (19)	34 (13)	3.6	25	4.9	24 (9)	
職 民 務 間 企 業 者 等	行政事務	6	140	117 (28)	83.6	22 (2)	19 (2)	6 (0)	19.5	7	17.1	4 (0)	
	農業土木	3	6	5 (0)	83.3	2 (0)	2 (0)	0 (0)	-	2	3.0	- -	
	土木	6	14	11 (0)	78.6	8 (0)	7 (0)	4 (0)	2.8	4	3.8	4 (0)	
	薬学	3	1	1 (1)	100.0	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0	-	-	1 (1)	
	(小計)	18	161	134 (29)	83.2	33 (3)	29 (3)	11 (1)	12.2	13	10.8	9 (1)	
県職員合計		219	1,085	838 (286)	77.2	403 (125)	378 (119)	230 (90)	3.6	216	4.1	171 (67)	
警察官	(第1回A)	男性・一般	46	330	250	75.8	214	159	69	3.6	37	3.1	32
		女性・一般	10	94	79 (79)	84.0	45 (45)	33 (33)	17 (17)	4.6	10	2.9	6 (6)
		(小計)	56	424	329 (79)	77.6	259 (45)	192 (33)	86 (17)	3.8	47	3.1	38 (6)
	(第2回A)	男性・一般	10	65	45	69.2	40	36	10	4.5	11	4.7	10
		女性・一般	5	26	14 (14)	53.8	14 (14)	9 (9)	4 (4)	3.5	3	4.0	4 (4)
		(小計)	15	91	59 (14)	64.8	54 (14)	45 (9)	14 (4)	4.2	14	4.6	14 (4)
	警察官B	男性・一般	45	236	218	92.4	184	165	51	4.3	71	2.7	44
		女性・一般	13	50	49 (49)	98.0	40 (40)	35 (35)	18 (18)	2.7	19	2.6	16 (16)
		(小計)	58	286	267 (49)	93.4	224 (40)	200 (35)	69 (18)	3.9	90	2.6	60 (16)
警察官合計		129	801	655 (142)	81.8	537 (99)	437 (77)	169 (39)	3.9	151	3.0	112 (26)	
市町村立学校栄養		2	21	17 (15)	81.0	7 (6)	6 (5)	2 (1)	8.5	2	15.0	0 (0)	
市町村立学校事務		12	87	80 (47)	92.0	27 (16)	25 (14)	16 (11)	5.0	21	4.8	12 (7)	
(総合計)		362	1,994	1,590 (490)	79.7	974 (246)	846 (215)	417 (141)	3.8	390	3.7	295 (100)	

注 表中の()内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 木 農 林 業 木 土 化 学 産 畜 水 産	次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 2 平成12年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成12年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、公認心理師の資格を有する者又は取得見込みの者
	福 祉	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者又は令和4年3月末日までに修了見込みの者 4 人事委員会が1、2又は3に該当する者と同等の資格があると認める者
	土 木 (先行実施枠)	次のすべての要件を満たす者 1 平成8年4月2日以降に生まれた者。ただし、大学院を修了した者又は令和4年3月末日までに修了する見込みの者は、平成6年4月2日以降に生まれた者 2 次のいずれかに該当する者 (1) 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

		受 験 資 格
資格免許職	司 書	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する者又は取得見込みの者
高校卒業程度	行 政 事 務 警 察 事 務 士 木	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和4年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
民間企業等職務経験者	行 政 事 務 農 業 士 木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和37年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和3年7月末日現在)有する者
	薬 学	次のすべての要件を満たす者 1 昭和37年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和3年7月末日現在)有する者 3 薬剤師の免許を有する者
警 察 官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和4年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは令和4年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校 事務職員		平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和4年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和3年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。また、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任についても、他県での運用等を踏まえ、警察官の任用の特例に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第17号）が令和3年1月に改正され、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

第4表 令和3年度における採用選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	2				2
	部（局）次長（参事）					
	課長	6	6			12
	副課長					
	主任主査（課長補佐）	1				1
	主査（係長）	3	1	3		7
	上級係員	8	1	2	2	13
	係員	22	1	2	1	26
	計	42	9	7	3	61
公安職	警視			4		4
	警部			9		9
	警部補			6		6
	巡査部長			15		15
	巡査			27		27
	計			61		61
研究職	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査		2			2
	上級係員					
	係員	3	2			5
	計	3	4			7

給料表	採用・昇任の別		採用			
	任命権者 標準的な職	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
医療職 (一)	部次長					
	課長					
	副課長				1	1
	主任主査	1			1	2
	主査				3	3
	係員	1			1	2
	計	2			6	8
医療職 (二)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員	2				2
	計	2				2
医療職 (三)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査				1	1
	上級係員				8	8
	係員	7			13	20
	計	7			22	29
事務職	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
医療職	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
教育職	主任主査		1			1
	主査		23			23
	計		24			24
合計		56	37	68	31	192

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職（一）～（三）」には病院医療職（１）～（３）がそれぞれ含まれる。

4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（7,000部）を作成し、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学、高校等にポスターの掲示を依頼した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員WEBセミナー」をオンライン（ZOOM）で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者96名）

イ 2021年度から区分試験を新設した、「大学卒程度」試験の土木（先行実施枠）の説明会「福島県職員採用試験説明会（土木先行実施枠）」をオンライン（ZOOM）で開催した。（参加者18名）

ウ 県が行う事業や課題解決に対する取組について、事業立案におけるプロセスを交えた仕事紹介を行い、参加者との対話や参加者同士のディスカッションができる説明会「福島県庁ジョブトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（5回、参加者40名）

エ 就職活動の早期化を踏まえ、高校生や大学1、2年生等の若年層を対象を限定した説明会「福島県庁カジュアルトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（3回、参加者15名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面形式又はオンライン形式で実施した。（参加者43名）

カ 県内外の大学で、OB・OGと共に職務内容等に関する説明会をオンライン（ZOOM）で開催した。（2大学、参加者56名）

キ 県内外の大学等の合同説明会等（全てオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。（15校、参加者214名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（10回、参加者225名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（Twitter）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

オ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

5 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和3年度中は任用関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和3年10月7日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 給与等に関する報告・勧告

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

このことを踏まえ、本委員会が職員の給与等に関して調査研究し、検討を行った結果について、次のとおり報告する。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は「令和3年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「給与条例」という。）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）が適用される常勤職員の給与の支給状況について調査を行った。

給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在14,008人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額が384,062円（平均年齢42.0歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第1に示すとおりである。

また、市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在9,542人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ教育職、事務職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額は419,421円（平均年齢46.3歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第2に示すとおりである。

別表第 1

県職員給料表別平均給与月額の様況
(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和 3 年 4 月 1 日 現在								令和2年 4月1日現在	前年比
	人員 (平均年齢)	給 料	地域手当	給 料 の 特別調整額	扶養手当	住居手当	そ の 他	合計(給与 月額 (a))	給与月額 (b)	(a)/(b) ×100
	人	円	円	円	円	円	円	円	円	%
行政職	5,360 (41.8歳)	329,740	467	12,414	8,667	9,449	3,438	364,175	364,952	99.8
公安職	3,394 (37.3歳)	325,231	314	2,747	11,949	6,623	4,949	351,813	349,628	100.6
教育職	4,539 (45.7歳)	402,094	8	3,228	10,015	8,391	8,023	431,759	431,733	100.0
研究職	317 (41.6歳)	337,948	0	7,323	8,804	9,036	4,821	367,932	367,813	100.0
医療職(一)	23 (47.1歳)	494,022	87,155	40,370	10,326	4,870	294,065	930,808	926,597	100.5
医療職(二)	199 (42.9歳)	341,241	0	5,430	7,088	10,252	8,191	372,202	371,298	100.2
医療職(三)	176 (42.2歳)	337,558	0	3,145	4,528	6,297	1,046	352,574	356,168	99.0
合 計	14,008 (42.0歳)	352,809	401	6,810	9,830	8,376	5,836	384,062	384,019	100.0

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当である。

別表第 2

市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況
(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和 3 年 4 月 1 日 現在								令和2年 4月1日現在	前年比
	人員 (平均年齢)	給 料	地域手当	管理職 手 当	扶養手当	住居手当	そ の 他	合計(給与 月額 (a))	給与月額 (b)	(a)/(b) ×100
	人	円	円	円	円	円	円	円	円	%
高等学校 教育職	49 (49.1歳)	429,577	0	3,459	5,633	6,090	6,457	451,216	461,545	97.8
小学校・ 中学校教育職	8,929 (46.5歳)	392,275	0	6,873	7,861	6,811	10,252	424,072	427,787	99.1
事務職	500 (43.1歳)	328,045	0	0	6,262	6,339	3,639	344,285	351,665	97.9
医療職	64 (40.6歳)	313,169	0	0	7,891	7,964	4,108	333,132	328,775	101.3
合 計	9,542 (46.3歳)	388,570	0	6,449	7,766	6,790	9,846	419,421	423,098	99.1

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき手当等及び寒冷地手当である。
3 高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の784の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所を対象に「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

ア 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は20.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は20.3%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.5%となっている。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.5%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は19.5%、減額となっている事業所の割合は8.4%となっている。一方、定期に行われる昇給を中止した事業所の割合は1.5%となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で56.9%、高校卒で61.2%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で26.9%、高校卒で28.8%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で72.1%、高校卒で71.2%、初任給が減額となっている事業所は、大学卒で1.0%、高校卒ではなかった。

別表第3

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	係員		20.9	20.3	1.5
課長級		15.7	17.9	0.8	65.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第4

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		83.0	81.5	19.5	8.4	53.6	1.5	17.0
課長級		72.8	70.5	15.1	8.4	47.0	2.3	27.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、別表第5に示すとおり、職員の給与が民間給与を76円（0.02%）下回った。

別表第5

職員の給与と民間給与との較差

職 種	職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差 (b)-(a) ((b)-(a))/(a)×100
行政職関係	367,845 円	367,921 円	76 円 (0.02%)

- (注) 1 行政職の職員の給与と民間における行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。
 2 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 3 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等を加えた額である。
 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。

(2) 特別給

本委員会は、「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、別表第6に示すとおり、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額4.26月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月分）が民間の特別給を0.14月分上回った。

別表第6

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員
	下 半 期 (A1)	上 半 期 (A2)	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)		362,683 円
	上 半 期 (A2)		363,635 円
特別給の支給額	下 半 期 (B1)		767,580 円
	上 半 期 (B2)		779,015 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)		2.12 月分
	上 半 期 (B2/A2)		2.14 月分
年間の支給割合			4.26 月分

- (注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月分である。

4 最近の賃金・雇用情勢等

本県の「最近の県経済動向」（4月27日発表）における総合判断では「県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。」としており、雇用・労働に関する個別判断では「厳しい状況にあるものの、一部に緩やかな改善がみられる。」としている。

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、昨年4月に比べて0.8%減少し、所定外給与は、昨年4月に比べて6.3%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、昨年4月に比べて0.6%減少しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、昨年4月に比べて15.4%増加している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ196,930円、212,460円及び228,050円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、116,610円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、本年4月の福島県の有効求人倍率は、昨年4月に比べて0.08ポイント下降して1.24倍（季節調整値）、新規求人倍率は、昨年4月に比べて0.13ポイント上昇して1.77倍（同）となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。これらの概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職（一）適用職員…現行給与 407,153円 平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過

- する日まで)に拡大
- ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置
- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
 - ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
 - ③ 産前休暇・産後休暇の有給化
- エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：
民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

6 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から5までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を下回っているものの、その較差が小さく、給料表等の適切な改定を行うには十分でないことから、月例給の改定を行わないこととする。

イ 特別給

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間において、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の支給割合を上回っていることを考慮して、職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.25月分とする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように支給月数を定めることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

(2) その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

1 人材の確保・育成

震災からの復興・創生や人口減少・少子高齢化等への対応に加え、頻発化・激甚化する自然災害への対応、新型コロナウイルス感染症対策など複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、チャレンジ精神に溢れ、県民全体の奉仕者としての自覚と「福島県をより良くしたい」という情熱を持った、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

震災以降これまで復興・創生業務の増加等へ対応するため、正規職員や任期付職員の採用、他自治体からの派遣職員の受入れ等により必要な職員の確保が図られてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

近年、若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲等を背景に、採用試験の受験者数が減少傾向にあり、特に一部の技術職では合格者数が採用予定者数に達しないなど厳しい状況が続いている。このため、昨年度から県職員（大学卒程度）採用候補者試験の全技術職を対象に、第1次試験会場に東京会場を加え、受験者の利便性の向上を図ったところである。

本年度は、県職員（大学卒程度）採用候補者試験において、民間企業等の採用試験で多く用いられているSPI3（基礎能力検査）を導入した「土木職（先行実施枠）」の区分試験を新設し、従来の試験より約2か月早く最終合格者を発表したほか、大学卒業者を対象とした警察官採用候補者試験においては、第1次試験会場に東京会場を加え、より受験しやすい試験日程及び試験内容に見直しを行った結果、受験者数が前年度と比較し約2.3倍の増加となるなど、新たな受験者層からの人材確保に積極的に取り組んだところである。

また、より多くの受験者を確保するための試験見直し以外の取組として、人事委員会と関係部局が連携し、インターネットを活用したオンラインによる県職員業務説明会やジョブトークの実施、合同企業説明会での広報活動のほか、動画やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による採用関連情報の発信など、人材確保活動に取り組んできたところである。

さらに、女性受験者の更なる確保に向けては、男女ともに働きやすい勤務環境であることやキャリアアップについて、積極的に広報してきたところである。

人材確保を取り巻く環境は、民間企業における採用形態の多様化、学生の進路選択の早期化、国や他の地方公共団体との競合等により、今後、一層厳しくなることが想定され、働き方改革や業務効率化に関する取組を進め、県職員の勤務環境を魅力あるものとしていくとともに、広報活動に関する受験者へのアンケート調査結果等を踏まえたきめ細かな取組や、インターンシップの機会を通じた県職員の仕事のやりがいや魅力の効果的な発信等により、志望意欲を喚起していく必要がある。

複雑・多様化する行政課題に対し質の高い行政サービスを安定的に供給できる組織体制を維持していくためには、任命権者は、中長期的な業務量の増減や退職者の動向等を見極めた上で、多様な採用形態の活用等により、有為な人材を計画的に確保していく必要がある。

今後とも、人材確保を取り巻く社会環境の変化を危機感を持って注視しつつ、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、公平で公正な試験運営の確保に努めながら、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい有意な人材の確保に向けて、採用試験制度を検証していくこととする。

また、障がい者雇用の促進については、各任命権者において、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な選考を実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍していくため、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

復興・創生を更に進め、複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）と併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。OJTの実施に関しては、各職場において新採用職員サポート制度など職層に応じ効果的に実施できる環境を整備し、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、管理職員は、人事評価の面談等の機会を活用して、各職員の中期的な能力開発や専門性向上等に関する希望の把握に努め、成長に向けての課題等を共有するなどコミュニケーションを密に取ることにより、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促すことが求められている。併せて、業務指導などのOJTに必要な指導力はもとより、業務効率化、長時間労働の削減など働き方改革に

向けた組織マネジメント力を培う必要があり、任命権者は、管理職員に対して求められる能力の充実に資する研修等の充実に努める必要がある。

さらに、職員が男女を問わず持てる力を十分に発揮できるように、仕事と育児・介護等の両立支援の充実に図りながら、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性職員を対象としたキャリアアップ支援研修等、引き続きキャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

また、人事評価制度については、任用、給与、分限等の人事管理の基礎となるものであり、任命権者は、地方公務員法の規定に基づき適切に運用する必要がある。複雑・多様化する行政課題を解決するためには、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが重要であり、管理職員は、部下職員との十分なコミュニケーションを図ることにより、業務の遂行状況等を的確に把握し、能力・実績を適正に評価するとともに、人材育成の観点からも人事評価制度を有効に活用して職員の能力や意欲の向上を図っていく必要がある。

2 勤務環境の整備

公務の効率的運営のためには、職員一人一人が心身の健康を保ち、働きやすい勤務環境の整備を一層進めていく必要がある。このため、長時間労働の是正等に努めるとともに、個々の職員が置かれている多様な事情に応じた働き方が可能となるよう取組を進めていくことが求められる。

(1) 長時間労働の是正

令和2年度の職員の超過勤務時間は、本委員会の調査によれば、一人当たり月平均21.3時間であり、依然として高い水準にある。そのうち、上限時間を超えて超過勤務を命じることができる特例業務（令和元年台風第19号に伴う災害対応業務、新型コロナウイルス感染症に係る対応業務等）に従事する職員が多数認められる一方、特例業務に従事しない職員に対して上限時間を超えて超過勤務が命じられた事例も多数確認されている。

このように長時間労働が常態化している状況は、職員の心身への影響が大きく、職員が県民の生命・財産を守るという職責を果たすためにも、早急にその是正が図られなければならない。

このため、任命権者においては、超過勤務命令の上限時間を超えた職員・職場の要因の分析・検証を的確に実施し、職場の管理職員に対する指導を適切に行った上で、必要な人員の確保や、管理職員による業務の効率化や平準化など組織マネジメントを強化する必要がある。併せて、こうした取組によってもなお長時間労働の改善が図られない職場については、業務量や業務内容に応じて適切に組織体制や職員配置を見直すなどにより、更なる改善に努める必要がある。

上記の特例業務では、昨年以降、新型コロナウイルス感染症に係る対応業務が急増している。感染拡大防止対策や医療提供体制の確保、雇用・経済対策など、県民の生命・財産に関わる緊急性の高い業務を迅速に進めるため、多くの職員に超過勤務を命じざるを得ない状況が長期間続いている。この点、任命権者においては、これまででも全庁的な応援体制や業務の外部委託等により職員の負担軽減に取り組んでいるところであるが、今後も感染状況等の変化に適切に対応し、負担軽減に努める必要がある。

また、県では、「福島県職員版『働き方改革基本方針』」に基づき、職員の意識改革、業務の改善、柔軟な働き方のための施策に取り組むとともに、本年9月には「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」を策定し、デジタル技術を活用した業務の機械化、自動化等の導入など行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進することとしている。これらの取組を通して、より良い行政サービスの提供とともに事務事業の一層の効率化が図られることは、長時間労働の是正にも資するものと期待される。

教職員の長時間労働については、教育委員会が、「教職員多忙化解消アクションプラン（取組期間：平成30年度～令和2年度）」に基づき、時間外勤務時間の削減に取り組み、目標としていた30%削減の達成は一部に留まったものの全ての職種において時間外勤務時間が減少するなど一定の成果を上げたところである。本年4月には教育委員会規則により県立学校に勤務する教職員の時間外勤務の上限時間を設けるとともに、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ（取組期間：令和3年度～令和5年度）」をスタートさせ、引き続き業務の適正化と時間外勤務時間の削減に取り組んで

いる。本委員会としては、教職員の健康管理の面からも、計画が確実に実行されるよう、その進捗と時間外労働の状況について引き続き注視していく。

さらに、長時間勤務職員による健康障害防止のため、医師による面談が実施されているが、より適切に職員の健康管理が行われるよう、管理職員が指導・助言内容を踏まえて業務分担の見直しを行うなど、面接指導を効果的なものとする必要がある。

(2) 心身の健康保持

心の疾病を原因として長期休暇等を取得する職員は全体として増加傾向にあり、取得者全体に占める割合は6割を超えている。当該職員については、病気休暇等の期間を更新したり、職務復帰後に再度病気休暇等を取得するケースも多く、任命権者においては、心の疾病を原因とする病気休職者等に対する職場復帰支援プログラムを策定するなどの対策を講じているが、これらが各職場において十分に理解・活用され、心の疾病を原因とする病気休暇等を取得した職員の職務復帰が円滑に行われるよう支援体制を更に強化していく必要がある。

また、メンタルヘルス不調を未然防止するために行うストレスチェックについては、集計・分析結果を活用して、その職場におけるストレス要因を把握し低減させるなど、職場環境の改善を積極的に進める必要がある。

さらに、健康診断の有所見率が84.4%と依然として高く、精密検査未受診者も多数確認されているため、任命権者においては、職員の健康保持に向けた取組を強化する必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援

ア 両立支援のための勤務環境の整備

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要である。

家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度について、令和2年における男性職員の育児休業等の利用が増加しているものの、女性職員に比べいまだ低い水準であることから、任命権者においては、引き続き、子育てに関する休暇取得計画書や管理職による面談など、同制度を活用しやすい環境づくりと利用促進を図る必要がある。

任命権者においては、新型コロナウイルスの感染拡大以降、職員の感染リスク軽減と職員が感染した際の勤務体制確保の観点からも在宅勤務を始めとするテレワークの推進等に一層取り組んでいる。これらの柔軟な働き方は、多様な事情を持つ職員が個々の能力を最大限発揮し、私生活と両立しながら職責を果たしていく上で有効であり、国や他の都道府県等の事例も参考に、テレワークを行う職員の勤務環境や職場での業務分担及び仕事の進め方などの諸課題に対処しながら、引き続き推進していく必要がある。

また、年次有給休暇を計画的に取得することは、職員が毎日をいきいきと暮らしながら、疲労を回復し意欲的に職務に従事するために重要である。「福島県職員男女共同参画推進行動計画」では年休取得目標を年12日と定め、任命権者においては年休取得計画表を活用し、職員の意識改革、取得促進等に取り組んでいるが、本委員会の調査によれば、令和2年の年次有給休暇の平均取得日数は11.1日となっており、年5日未満の取得者が13.0%を占める状況となっている。任命権者においては、企業等における年5日の年次有給休暇取得義務化などを踏まえ、引き続き取得促進に取り組む必要がある。

イ 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度

本年8月、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和を内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出を行うとともに、人事院規則の改正等により、常勤職員、非常勤職員ともに対象とする不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員についての育児・出産に係る休暇の改善、育児休業等の取得要件の緩和などの措置を一体的に講じることとした。

このうち育児休業の取得回数制限の緩和に関しては、人事院の意見の申し出を受け、国において、地方公務員の育児休業についても同様の措置を可能とするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が検討されていることから、本県においても、法改正があった場合に速やかに実施できるよう準備を進める必要がある。

また、休暇等に関しては、本県においても、国家公務員に講じられる措置を踏まえて不妊治療のための休暇を新設する等のほか、会計年度任用職員について、任命権者において妊娠、出産、

育児等と仕事の両立支援のための措置を検討する必要がある。

3 公務員倫理の徹底

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められている。

本県では、震災からの復興・創生に加え、頻発化、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症対策等に多くの職員が懸命に取り組んでいる中、一部の職員による酒気帯び運転やわいせつ行為など、県民の信頼が損なわれる不祥事が後を絶たない。

任命権者においては、これまで職員面談や不祥事防止研修などを通じて、服務規律の保持に向けた職員の意識徹底に努めてきたところであるが、今後、職員としての自覚を促す取組を一層強化するため、職員自らに不祥事防止対策を考えさせるなど、職員の記憶に残り、当事者意識を高める研修等を実施する必要がある。

また、職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、勤務環境を悪化させるものである。特に、パワー・ハラスメントは、大きな社会問題となっており、昨年6月には改正労働施策総合推進法が施行され、事業主に防止対策等を行うことが義務付けされたところであり、本委員会が設置する人事行政相談にも多くの相談が寄せられている。

任命権者においては、パワー・ハラスメント防止指針等を策定するなど、その根絶に取り組んでおり、教育委員会では、本年度、セクシャル・ハラスメントを含めた職場の実態把握のため、全教職員を対象にアンケート調査を行っている。引き続き、職員一人一人の状況の把握に努め、人権に対する意識を高める取組の推進やハラスメントに係る相談窓口の周知徹底を図るなど、全ての職員が安心して働くことができる勤務環境の整備を進める必要がある。

4 定年の引上げへの対応

本年6月、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月から施行されることとなったが、これに併せて、地方公務員についても、国の職員の定年を基準として条例で定年を定めることとされていることを踏まえ、国家公務員と同様に管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講じる地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、同じく令和5年4月から施行されることとなった。

本県においても、令和5年度からの定年の段階的な引上げに向け、国及び他の都道府県の動向を踏まえつつ、高齢層職員の能力や経験の活用とともに、必要な行政サービスが将来にわたり安定的に提供されるための継続的な職員採用等に留意し、任用、給与等関係制度や人事管理に関する検討を一層進める必要がある。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件等を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

本年3月で東日本大震災と原発事故から10年が経過したが、職員は、福島復興・創生を着実に前進させるため日々職務に精励し、また、人口減少対策や、頻発化・激甚化する自然災害、新型感染症への対応など、多くの困難な課題に対し、全力で挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 期末手当の改定

期末手当を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.65月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和3年12月1日から、1の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和3年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3. 4. 27	第7号	3. 4. 28	○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
3. 9. 17	第12号	3. 10. 1	○ 給料の調整額 組織改編に伴い、支給対象となる勤務公署を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
4. 3. 29	第7号	4. 4. 1	○ 通勤手当 ガソリン価格の上昇等に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。 ○ 給料の調整額 組織改編に伴い、支給対象となる勤務公署を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 寒冷地手当 組織改編に伴い、支給対象となる公署を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3. 4. 27	第8号	3. 4. 28	○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 3. 29	第8号	4. 4. 1	○ へき地手当等 支給対象学校等に係る級別区分の見直しを行った。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校等の統合に伴い、支給対象学校等を改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和3年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部 局 名	書面調査(令和3年5月)
知 事 部 局	148
教 育 委 員 会	143 (22)
警 察 本 部	64
議会・各委員(会)	6
合 計	361 (22)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数(令和3.4.1現在)

(単位：人)

区分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,875	4,633	2,242	128	122	6	1,098	391	707
教 育 委 員 会	6,865	3,908	2,957	48	46	2	786	394	392
警 察 本 部	4,164	3,581	583	8	8	0	189	149	40
議会・各委員(会)	98	65	33	3	3	0	6	0	6
合 計	18,002	12,187	5,815	187	179	8	2,079	934	1,145

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和3.4.1現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	98	14	112	111	1	112
	計	131	14	145	144	1	145
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	71	56	127	124	3	127
	計	81	56	137	134	3	137
警 察 本 部	本 庁	30	5	35	24	11	35
	出 先	9	20	29	8	21	29
	計	39	25	64	32	32	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	79	5	84	73	11	84
	出 先	178	90	268	243	25	268
	合 計	257	95	352	316	36	352

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和2.4.1～令和3.3.31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	19.2	14.9	17.1	16.8	14.1	18.0	19.6	16.8	17.4	16.9	20.8	26.0	18.1
教 育 委 員 会	19.2	13.0	15.1	14.6	10.7	17.0	16.2	14.9	13.5	12.6	14.7	21.6	15.3
警 察 本 部	24.1	28.0	23.1	25.3	23.1	25.9	24.4	27.5	30.0	30.6	27.9	28.3	26.5
議会・各委員（会）	10.1	7.4	11.4	14.2	12.6	16.3	14.0	9.6	10.8	7.9	12.4	19.3	12.1
全 平 均	21.1	20.0	19.3	20.0	17.5	21.1	21.3	20.9	22.2	22.1	23.2	26.6	21.3

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月45時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和2.4.1～令和3.3.31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	596	348	456	396	247	462	561	383	449	443	645	952	5,938
	12.7	7.4	9.8	8.5	5.3	9.9	12.0	8.2	9.7	9.6	13.9	20.5	10.6
教 育 委 員 会	71	25	53	66	8	84	56	53	33	33	44	100	626
	11.3	4.0	8.5	10.6	1.3	13.5	9.0	8.5	5.3	5.3	7.0	16.0	8.4
警 察 本 部	155	267	80	100	52	133	84	239	325	358	289	337	2,419
	4.3	7.4	2.2	2.8	1.4	3.7	2.3	6.5	8.9	9.7	7.8	9.0	5.5
議会・各委員（会）	2	3	3	4	3	6	3	1	0	1	1	6	33
	3.1	4.7	4.7	6.3	4.8	9.7	4.8	1.6	0.0	1.6	1.6	9.5	4.4
全 平 均	824	643	592	566	310	685	704	676	807	835	979	1,395	9,016
	9.2	7.2	6.6	6.3	3.5	7.6	7.8	7.5	9.0	9.3	10.9	15.4	8.4

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（令和2.4.1～令和3.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	14 (7)	0 (0)	14 (7)
教育委員会	10 (1)	2 (2)	12 (3)
警察本部	4 1	0 (0)	4 (1)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	28 (9)	2 (2)	30 (11)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（令和2.4.1～令和3.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	21 (0)	0 (0)	21 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	21 (0)	0 (0)	21 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（令和2.4.1～令和3.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	8 (0)	0 (0)	8 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	8 (0)	0 (0)	8 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	817	16,340	16,143	7,537	9.2	23.2
	非管理職	4,697	93,835	81,732	54,801	11.7	31.2
	合計	5,514	110,175	97,875	62,338	11.3	30.0
教育委員会	管理職	434	8,680	8,658	2,770	6.4	16.0
	非管理職	5,616	110,918	97,975	62,606	11.1	30.0
	合計	6,050	119,598	106,633	65,376	10.8	28.9
警察本部	管理職	149	2,978	2,960	1,510	10.1	25.4
	非管理職	3,744	74,826	71,400	42,434	11.3	29.0
	合計	3,893	77,804	74,360	43,944	11.3	28.9
議会・各委員(会)	管理職	29	580	579	270	9.3	23.3
	非管理職	62	1,240	1,179	711	11.5	29.4
	合計	91	1,820	1,758	981	10.8	27.4
合計	管理職	1,429	28,578	28,340	12,087	8.5	21.2
	非管理職	14,119	280,819	252,286	160,552	11.4	30.1
	合計	15,548	309,397	280,626	172,639	11.1	29.3

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和2年12月31日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、33頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	11	136	328	222	84	34	2
	非管理職	50	399	1,528	1,291	877	515	37
	合計	61	535	1,856	1,513	961	549	39
教育委員会	管理職	6	175	179	47	23	3	1
	非管理職	40	695	1,720	1,761	981	388	31
	合計	46	870	1,899	1,808	1,004	391	32
警察本部	管理職	1	22	46	49	25	6	0
	非管理職	37	450	955	1,230	755	300	17
	合計	38	472	1,001	1,279	780	306	17
議会・各委員(会)	管理職	0	3	12	11	3	0	0
	非管理職	0	3	19	25	12	3	0
	合計	0	6	31	36	15	3	0
合計	管理職	18	336	565	329	135	43	3
	非管理職	127	1,547	4,222	4,307	2,625	1,206	85
	合計	145	1,883	4,787	4,636	2,760	1,249	88

カ 病気休暇の取得状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	14,774	176
		3,292	56
	実人数	458	16
教 育 委 員 会	日 時	7,996	252
		1,337	65
	実人数	371	23
警 察 本 部	日 時	3,479	451
		324	29
	実人数	74	18
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	252	0
		168	0
	実人数	6	0
合 計	日 時	26,501	879
		5,121	150
	実人数	909	57

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分							
		産前産後	配偶者産	育児参加	妊娠障害	妊産婦診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)
知 事 部 局	日 時	5,407	223	236	111	34	/	/	/
		/	208	129	108	269	1,020	13,650	8,290
	実人数	68	102	70	13	38	1	5	12
教 育 委 員 会	日 時	5,702	159	96	143	84	/	/	/
		/	195	177	82	303	0	1,500	9,450
	実人数	73	82	43	24	50	0	2	4
警 察 本 部	日 時	2,960	423	482	83	76	/	/	/
		/	38	27	14	37	0	0	1,710
	実人数	36	160	127	14	21	0	0	3
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	110	2	5	0	1	/	/	/
		/	9	7	0	0	0	0	0
	実人数	1	2	2	0	1	0	0	0
合 計	日 時	14,179	807	819	337	195	/	/	/
		/	450	340	204	609	1,020	15,150	19,450
	実人数	178	346	242	51	110	1	7	19

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区 分 部 局 名		子 育 て	子 育 て	短 期 介 護	短 期 介 護	生 理	夏 季	ボ ラ ン テ ィ ア	骨 髄 提 供	リ フ レ ッ シ ュ	職 務 専 念 義 務 の 免 除
		(男 性)	(女 性)	(男 性)	(女 性)						
知 事 部 局	日 時	1,577	1,052	144	34	223	26,717	0	1	293	1,696
		5,845	6,004	499	269	/	(4.9)	/	0	/	7,619
	実人数	755	408	54	18	39	5,400	0	1	130	2,149
教 育 委 員 会	日 時	1,605	1,994	361	449	122	28,799	0	0	461	4,194
		4,912	7,205	1,005	1,241	/	(4.8)	/	7	/	12,942
	実人数	902	790	160	182	45	5,941	0	1	186	3,665
警 察 本 部	日 時	1,631	692	32	6	143	19,226	0	4	72	2,315
		884	759	39	6	/	(5.0)	/	12	/	3,794
	実人数	793	157	12	3	39	3,865	0	1	33	2,117
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	29	5	0	0	0	445	0	0	14	15
		138	50	0	0	/	(5.0)	/	0	/	177
	実人数	13	3	0	0	0	89	0	0	5	39
合 計	日 時	4,842	3,743	537	489	488	75,187	0	5	840	8,220
		11,779	14,018	1,543	1,516	/	(4.9)	/	19	/	24,532
	実人数	2,463	1,358	226	203	123	15,295	0	3	354	7,970

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名	休業部分休業						休職				
	自己啓発 等休業	大学院修 学休業	配偶者同 行休業	修学部 分休業	高齢者部 分休業	私傷病	公 務	専従休 職	分限条 例第 2条第 1号 の規 定に よる 休職	そ の 他 の 休 職	
											日
知事部局	日	0		164			8,660	0	573	0	0
	分				0	0					
	人数	0		2	0	0	49	0	4	0	0
教育委員会	日	275	424	0			4,377	49	365	0	0
	分				0	9,000					
	人数	1	2	0	0	1	18	2	1	0	0
警察本部	日	0		0			1,467	29	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	7	1	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0			163	0	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	1	0	0	0	0
合計	日	275	424	164			14,667	78	938	0	0
	分				0	9,000					
	人数	1	2	2	0	1	75	3	5	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	178	158	27,876	45	4,732	274,148
	(123)	(44)	(2,395)	(3)	(205)	(10,830)
教育委員会	163	142	32,031	27	3,192	125,722
	(101)	(5)	(335)	(0)	(0)	(0)
警察本部	196	70	12,584	16	1,765	140,550
	(168)	(4)	(55)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	3	3	452	0	0	0
	(2)	(1)	(5)	(0)	(0)	(0)
合計	540	373	72,943	88	9,689	540,420
	(394)	(54)	(2,790)	(3)	(205)	(10,830)

注1 「対象者」とは「令和2年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和元年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和2年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	826	6
教育委員会	823	4
警察本部	959	1
議会・各委員(会)	8	0
合計	2,616	11

注 「対象者」とは、令和2年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和 2. 1. 1～令和 2. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	50	日	
	時	16	時	
	分		分	12,240
	人数	3	人数	3
教育委員会	日	15	日	
	時	12	時	
	分		分	0
	人数	2	人数	0
警察本部	日	5	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	70	日	
	時	28	時	
	分		分	12,240
	人数	6	人数	3

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和2年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,212 人	4,973 人	6,600 人
	受 診 者 (B)	2,182 人	4,922 人	6,500 人
	有 所 見 者 (C)	1,542 人	4,638 人	1,207 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	99.0%	98.5%
	有 所 見 率 (C/B)	70.7%	94.2%	18.6%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,394 人	5,610 人	191 人
	受 診 者 (B)	1,391 人	5,597 人	190 人
	有 所 見 者 (C)	947 人	4,663 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	99.8%	99.8%	99.5%
	有 所 見 率 (C/B)	68.1%	83.3%	1.1%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,571 人	2,626 人	2,437 人
	受 診 者 (B)	1,559 人	2,617 人	2,430 人
	有 所 見 者 (C)	1,219 人	2,411 人	1,906 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.7%	99.7%
	有 所 見 率 (C/B)	78.2%	92.1%	78.4%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	20 人	84 人	48 人
	受 診 者 (B)	20 人	84 人	48 人
	有 所 見 者 (C)	13 人	82 人	4 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	65.0%	97.6%	8.3%
合 計	対 象 者 (A)	5,197 人	13,293 人	9,276 人
	受 診 者 (B)	5,152 人	13,220 人	9,168 人
	有 所 見 者 (C)	3,721 人	11,794 人	3,119 人
	受 診 率 (B/A)	99.1%	99.5%	98.8%
	有 所 見 率 (C/B)	72.2%	89.2%	34.0%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和2.1.1～令和2.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	28	9
教育委員会	35	2	37
警察本部	45	1	46
議会・各委員(会)	0	1	1
合計	108	13	121

セ 安全衛生管理体制(令和3.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	18	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	66	66	66	66
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	23	22	23	23
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	107	106	107	107
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	35	35
	労働基準監督署	16	16	11	11
教育委員会	人事委員会	0	0	52	52
警察本部	人事委員会	0	0	13	13
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	102	102
	労働基準監督署	16	16	11	11

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和3年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
3. 6. 8	第10号	3. 6. 8	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、新たに設置された、風評・風化戦略担当理事及び復興推進本部担当課長を追加したほか、申請・届出様式（様式第1号から様式第3号）への申請者・届出者の押印を廃止した。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
3. 12. 14	第13号	4. 1. 1	○ 不妊治療のための休暇を新設したほか、所要の改正を行った。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 2. 22	第1号	4. 2. 22	○ 職員の派遣先特定法人として、株式会社Jヴィレッジを追加した。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 18	第5号	4. 3. 18	○ 届出書（別記様式）への届出者の押印を廃止した。

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 29	第9号	4. 4. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和3年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	会津自然の家	12号	人事委員会	令和3年3月31日
廃止	喜多方東高等学校	12号	人事委員会	令和3年3月31日
廃止	小名浜高等学校	12号	人事委員会	令和3年3月31日
廃止	いわき海星高等学校	12号	人事委員会	令和3年3月31日
決定	小名浜海星高等学校	12号	人事委員会	令和3年4月1日

(2) 令和3年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テリアガミ(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(4))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(103)※1、会津自然の家
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	視覚支援・聴覚支援・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和3年7月28日から9月9日

調査対象所属：10カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：29人（5所属×1所属あたり5人、2所属×1所属あたり4人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和3年11～12月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、
勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和3年11月26日から令和4年1月19日

調査対象所属：8カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、教育庁福利課による令和2年度在校時間調査結果、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 1件（知事部局1件）

衛生管理者 35件（知事部局12件、教育委員会14件、警察本部9件）

産業医 10件（知事部局3件、教育委員会4件、警察本部3件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和2年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和2年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和3年度36協定届 133件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 1 件（教育委員会1件）

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 2 件（教育委員会2件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和3年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和3年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和4年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
使用再開検査	石川支援学校	鑄鉄製蒸気ボイラー	1	3.10.25	3.10.25	暖房

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	43	22

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	郡山合同庁舎	2	3.9.3
〃	ハイテクプラザいわき技術支援センター	1	4.3.31
クレーン廃止報告	県北農林事務所	1	3.12.28

エ ボイラー等の設置状況（令和4年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	5	11	6	15	0	0	
教育委員会	33	37	6	7	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	41	54	12	22	0	0	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和3年度末（令和4年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和3年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分
なし

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境		1	1								1
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計		1	1								1

(2) 完結事案一覧表

ア 県分
なし

イ 委託分
なし

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和3年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職										
懲戒免職											
転任											
その他	1		1	1						1	0
計	1		1	1						1	0
再 審											

イ 委託分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職		1	1							1
懲戒免職											
転任											
その他											
計		1	1								1
再 審											

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	請求者	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
令和3年3月11日付け不服申立	県職員	知事	疑義照会の禁止	令和3年4月15日	却下

イ 委託分 なし

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和3年度中に公布された公平審査関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 18	第6号	4. 3. 18	○ 措置要求書等への要求者の押印を廃止した。

○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 18	第2号	4. 3. 18	○ 審査請求書への請求者の押印等を廃止した。

○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 18	第4号	4. 3. 18	○ 審査請求書への請求者の押印を廃止した。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和3年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

(単位：件)	
所属団体	相談件数
県	11
市 町 村	17
一部事務組合	6
不明（匿名相談等）	3
合 計	37

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

(単位：件)							
相談内容	相談方法	面接	電話	手紙	F A X	メール	計
給 与	与		1				1
旅 費	費						
勤 務 時 間	間		2				2
休 暇	暇	1				5	6
執 務 環 境	境		3				3
厚 生 福 利	利						
服 務	務		3				3
転 任	任						
任 用	用	1	4	1			6
人 事 評 価	価						
セ ク ハ ラ	ラ		1				1
育児等又は介護に関するハラスメント	ト		4				4
パ ワ ハ ラ	ラ		3			1	4
いじめ・嫌がらせ	せ	1	3	1			5
そ の 他	他		2				2
合 計	計	3	26	2		6	37

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

(単位：件)											
相談内容	処理状況	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	指導	話し合い	あっせん	打ち切り	その他	計
給 与	与		1								1
旅 費	費										
勤 務 時 間	間	1	1								2
休 暇	暇	1	2	2						1	6
執 務 環 境	境		3								3
厚 生 福 利	利										
服 務	務	1	2								3
転 任	任										
任 用	用			4						2	6
人 事 評 価	価										
セ ク ハ ラ	ラ									1	1
育児等又は介護に関するハラスメント	ト		1	3							4
パ ワ ハ ラ	ラ		3	1							4
いじめ・嫌がらせ	せ	1	3							1	5
そ の 他	他	1								1	2
合 計	計	5	20	6						6	37

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和3年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労福島県職員労働組合	令和3年4月21日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和3年4月22日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和3年4月23日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和3年6月8日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和3年6月14日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和3年6月28日	規約の変更
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	令和3年7月8日	解散
只見町職員労働組合	令和3年7月14日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和3年7月20日	規約の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和3年9月27日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和3年9月30日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和3年10月6日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和3年11月26日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和3年11月30日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和3年12月6日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和3年12月8日	規約及び役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和3年12月8日	規約及び役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和3年12月9日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和3年12月13日	規約及び役員の変更
田村広域行政組合職員労働組合	令和3年12月15日	役員の変更
浅川町職員組合	令和3年12月15日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和3年12月16日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和3年12月24日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和3年12月24日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労広野町職員組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和3年12月28日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和4年1月6日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和4年1月7日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和4年1月14日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和4年1月21日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和4年1月26日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和4年2月7日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労桑折町職員労働組合	令和4年2月14日	規約及び役員の変更
玉川村職員労働組合	令和4年2月17日	役員の変更
金山町職員組合	令和4年3月16日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和4年3月16日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和4年3月16日	役員の変更
自治労飯館村職員労働組合	令和4年3月16日	役員の変更
小野町職員労働組合	令和4年3月18日	役員の変更
西会津町職員組合	令和4年3月18日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和4年3月18日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和4年3月18日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和4年3月18日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和4年3月23日	役員の変更
自治労矢祭町職員組合	令和4年3月25日	役員の変更
自治労埴町職員労働組合	令和4年3月25日	役員の変更

なお、令和3年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労埴町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
玉川村職員労働組合	42.1.21	有	
平田村職員組合	42.1.21	〃	
自治労浪江町職員組合	42.2.10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42.2.10	〃	
大熊町職員労働組合	42.2.10	〃	
天栄村職員組合	42.2.28	〃	
只見町職員労働組合	42.3.28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42.5.30	〃	
自治労双葉町職員組合	42.6.20	〃	
自治労飯舘村職員労働組合	42.6.29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42.8.5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42.10.6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43.12.21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48.3.7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48.4.20	〃	
泉崎村職員労働組合	48.7.30	〃	
川内村職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労矢祭町職員組合	49.7.8	〃	
中島村職員労働組合	49.8.5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49.10.3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50.2.15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50.6.21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51.2.16	〃	
鮫川村職員労働組合	51.10.29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52.10.13	〃	
田村広域行政組合職員労働組合	56.12.23	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63.3.7	無	
自治労広野町職員組合	平2.2.28	〃	
福島県学校事務労働組合	4.6.20	有	
矢吹町職員労働組合	30.11.28	無	
計 59 団体		51団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和3年度の改正等はそのとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和3年福島県人事委員会規則第9号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長
郡 山 光 風 学 園	園長 次長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
総 合 衛 生 学 院	学院長 事務長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水 産 資 源 研 究 所	所長 副所長 事務長
内 水 面 水 産 試 験 場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長 (県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長
本 庁	庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選挙管理委員会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監査委員事務局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改正団体名
3. 7. 6	第11号	3. 7. 6	須賀川市 伊達市 本宮市 只見町 三春町 双葉町 川内村 大熊町 双葉地方広域市町村圏組合

3 その他職員団体関係規則の改正

令和3年度中に公布されたその他の職員団体関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

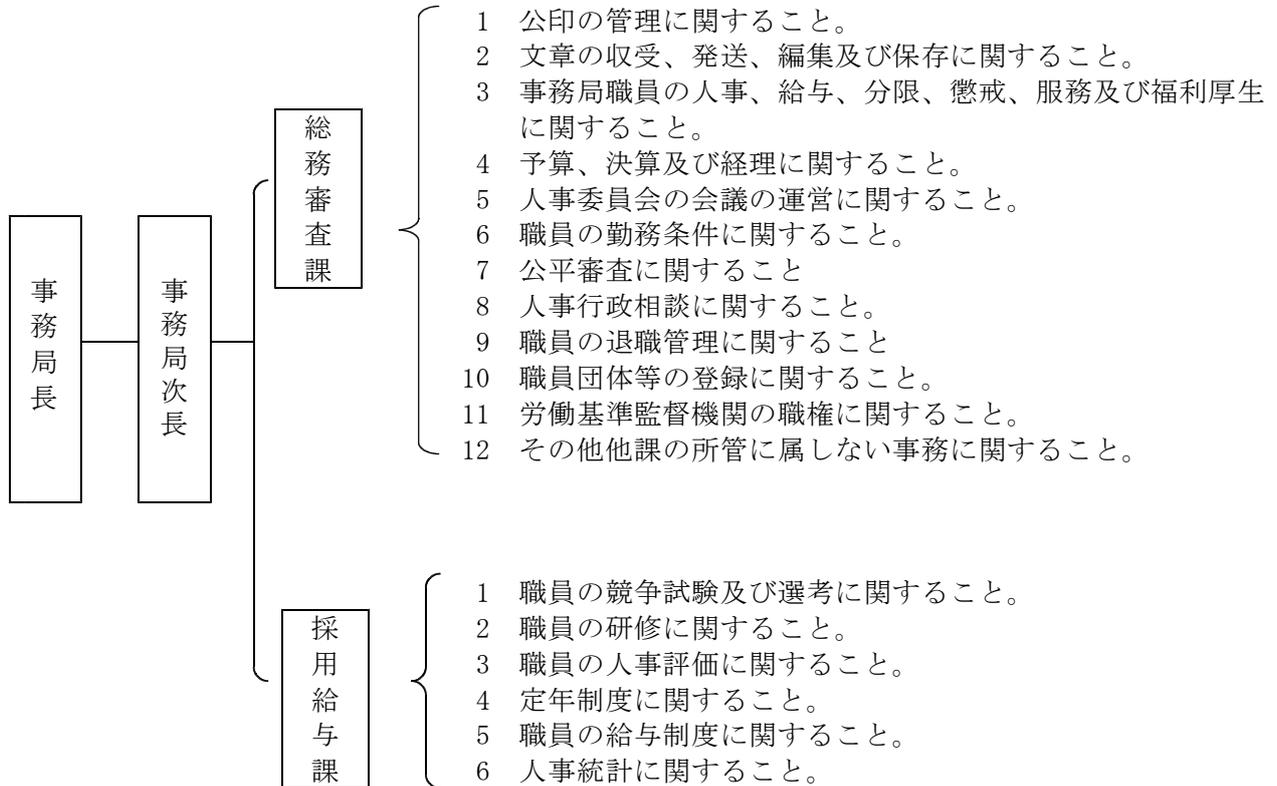
○ 職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 3. 18	第3号	4. 3. 18	○ 申請様式（第一号様式から第五号様式）への職員団体代表者等の押印を廃止した。

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(令和4年4月1日現在)

職 名	氏 名
事務局 長	鈴木 勉
事務局 次 長	橋本 雅之
総務課	課 長 (兼)橋本 雅之
	主幹兼副課長 朽木 洋美
審査課	主任主査 二瓶 清美
	主 査 氏家 美樹
	主 査 (併)水口 秀一
	副 主 査 荒井 巧
	副 主 査 (併)橋本 政靖 (併)小林 翼
採用給与課	課 長 奥寺 洋暁
	副課長兼主任主査 吉田 光江
採用給与課	主任主査 箭内 桃子
	主 査 (併)穴戸 一雅
	主 査 鈴木 麻衣
	主 事 川島 聡一郎
	主 事 (併)三瓶 史也 高嶋 慶

3 諸会議の開催状況

令和3年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
3.5月		委員長・事務局長会議（書面開催）
3.6月	第129回総会（書面開催）	
3.7月	公平審査事務研修会（ウェブ開催）	
3.8月		委員・事務局長合同会議（書面開催）
3.9月		給与事務会議（書面開催）
4.1月		任用事務会議（書面開催）
4.1月		給与事務研修会（書面開催）